

石岡市建設業者褒賞規程

(令和4年12月28日石岡市告示第984号)

(目的)

第1条 この告示は、市が発注した建設工事を誠意をもって適正に施工し、優秀な成績で完成させた建設業者に対し、毎年度、褒賞を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する者をいう。

(褒賞対象者)

第3条 褒賞の対象となる建設業者（以下「褒賞対象者」という。）は、当該褒賞実施年度の前年度において請負金額が130万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）を完成させた者であって、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象工事が工事成績評定の対象のものであること
- (2) 対象工事の工事成績評定の評点が75点以上又は該当する工種1位及び70点以上であること
- (3) 褒賞を行う年度の前年度において、褒賞対象者が完成させた工事成績評定対象となる全ての工事の工事成績評定の評点が65点以上であること
- (4) 褒賞の審査時に市税の滞納がないこと
- (5) 褒賞の審査時に石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置要件に該当せず、又は該当する恐れがないこと
- (6) 褒賞対象者が共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体を構成する全ての建設業者が第3号から前号までに規定する要件をそれぞれ満たしていること

(推薦の手続)

第4条 建設工事発注の主管課長は、褒賞対象者の中から褒賞候補者を選定し、建設業者褒賞推薦書（別記様式）により市長に推薦するものとする。

(審査会)

第5条 市長は被褒賞者の審査を行うため、石岡市建設業者褒賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第6条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副市長をもって充てる。

3 副委員長には、総務部長をもって充てる。

4 委員は、財務部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業戦略部長、都市建設部長及び教育部長をもって充てる。

(委員長等)

第7条 委員長は、必要に応じて審査会を招集し、審査会の事務を掌理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(被褒賞者の決定)

第9条 市長は、審査会の審査に基づき、被褒賞者を決定するものとする。

(褒賞の方法)

第10条 市長は、前条の規定により決定した被褒賞者に対し、賞状及び記念品を贈るものとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

課長

建設業者褒賞推薦書

石岡市建設業者褒賞規程第4条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	

対象工事名	
工事場所	石岡市
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
請負金額	
工事概要	
推薦理由 (具体的に)	
評 点	点